ビルクリーニング分野における
特定技能制度に係る啓発資料
（送出機関用）

令和5年3月

株式会社アットグローバル
（厚生労働省委託事業）

1 在留資格「特定技能1号」の解説
2 特定技能制度での送出しの特徴
3 ビルクリーニング分野における特定技能1号
4 技能実習・特定技能1号での送出しの日本のサポート
5 おわりに

はじめに

2019年から2023年までの5年間で、34万5千人の受入れを見込む在留資格「特定技能」の運用が2019年4月からスタートしました。
「特定技能」で働ける分野は現在12業種あり、3万5千人の受入れを見込んでいるのがビルクリーニング分野です。

本ガイドブックは、

1. 在留資格「特定技能1号」の解説
2. 特定技能制度での送出しの特徴
3. ビルクリーニング分野における特定技能1号
4. 技能実習・特定技能1号での送出しの日本のサポート

で構成され、送出機関が外国人材を送出す際に参考にしていただくことを目的に作成されています。

本ガイドブックは厚生労働省委託事業「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査一式」で作成したものであり、ビルクリーニング分野の特定技能外国人のさらなる送出しにおいて、具体的な行動につなげていくための一助となれば幸いです。

厚生労働省委託事業「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査一式」
令和4年度受託者　株式会社アットグローバル

はじめに ………………………………………… 2
1 在留資格「特定技能1号」の解説 ………………………………………… 4
1.1 特定技能1号とは ………………………………………… 4
1.1.1 特定技能1号の特徴 ………………………………………… 4
1.1.2 特定技能1号の在留者数・雇用する事業所数 ………………………………………… 4
1.2 特定技能1号の取得に必要な試験 ………………………………………… 5
2 特定技能制度での送出しの特徴 ………………………………………… 7
2.1 送出し可能な国 ………………………………………… 7
2.2 特定技能1号での外国人材送出しの流れ ………………………………………… 9
2.3 特定技能制度、技能実習制度による送出しの流れの比較 ………………………………………… 9
2.4 人材送出しにおける各機関のコスト ………………………………………… 9
3 ビルクリーニング分野における特定技能1号 ………………………………………… 10
3.1 ビルクリーニングのお仕事について ………………………………………… 10
3.1.1 清掃する場所 ………………………………………… 10
3.1.2 清掃の方法 ………………………………………… 10
3.1.3 ビルクリーニング企業の給料 ………………………………………… 12
4 技能実習・特定技能1号での送出しの日本のサポート ………………………………………… 13
5 おわりに ………………………………………… 15

1 在留資格「特定技能1号」の解説
2 特定技能制度での送出しの特徴
3 ビルクリーニング分野における特定技能1号
4 技能実習・特定技能1号での送出しの日本のサポート
5 おわりに

1 在留資格「特定技能1号」の解説

1.1 特定技能1号とは

1.1.1 特定技能1号の特徴

特定技能1号＝高度人材と非熟練人材の間

2019年4月に運用が始まった「特定技能1号」は、高度人材と非熟練人材（技能実習生等）の中間のミドルスキル人材です。内製化による支援業務コストを抑えることが可能で、要件によっては高度人材（技術・人文知識・国際業務）キャリアアップが見込まれる資格です。

1.1.2 特定技能1号の在留者数・雇用する事業所数

特定技能1号は日本で大きく在留者数が伸びている在留資格です。

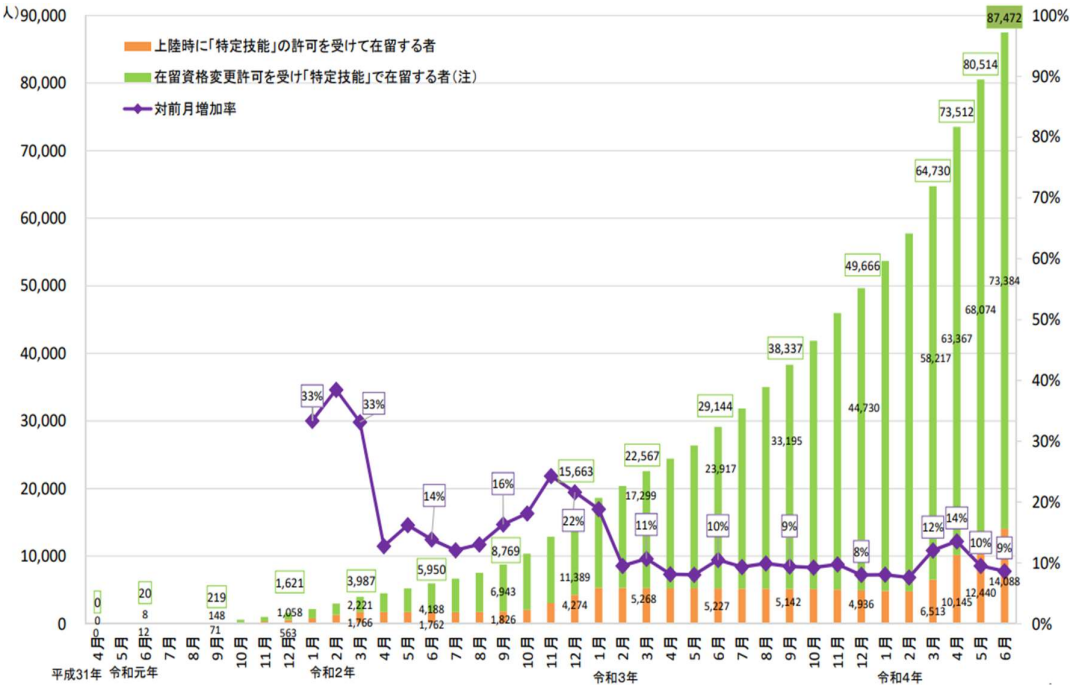

出所：出入国在留管理庁

引き続き技能実習2号修了者が特定技能1号へ移行しています。またコロナの収束に伴い海外における特定技能試験も開催され、特定技能制度を活用する特定技能所属機関が増えてきています。

出所：厚生労働省

1.2 特定技能1号の取得に必要な試験

ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験と、日本語の試験を受験し合格する必要があります。

日本語の試験は、日本語能力試験N4又は国際交流基金日本語基礎テストのどちらかに合格する必要があります。

技能実習帰国生が同じ職種で特定技能1号へ移行する場合は、技能試験及び日本語試験のいずれも合格は不要、ただし特定技能1号では違う職種に従事する場合は、日本語試験の合格は不要ですが、技能試験合格は必要です。

1 在留資格「特定技能1号」の解説
2 特定技能制度での送出しの特徴
3 ビルクリーニング分野における特定技能1号
4 技能実習・特定技能1号での送出しの日本のサポート
5 おわりに

	日本語能力試験	特定技能1号評価試験
種類	日本語能力試験（JLPT） https://www.jlpt.jp/ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic） https://www.jpf.go.jp/jft-basic/	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験 https://www.j-bma.or.jp/examination
開催地域	日本	日本・インドネシア ミャンマー・フィリピン
開催時期	日本語能力試験（JLPT） 年4回 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic） https://www.jpf.go.jp/jft-basic/	年2～4回（2022年度）
合格発表までの期間	約2か月	約1か月
その他	成績証明書発行が必要な場合 日本語能力試験 https://www.jlpt.jp/certificate/index.html	ビザの申請に合格証明書が必要 合格証明書の発行申請については、合格者の外国人材でも可能ですが、分からない場合は特定技能1号で働くこととなった企業に確認してください。 合格証明書発行手数料14,300円（税込）は、特定技能1号で働くこととなった企業が支払います。

今後の試験実施予定は全国ビルメンテナンス協会以下のサイトから確認できます。

https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu

2 特定技能制度での送出しの特徴

2.1 送出し可能な国

日本との間で二国間協力覚書の締結されている国から送出しが可能です。

特定技能での送出しについて、送出国と日本の間で順次二国間協定が締結されていっています。

送出機関の仲介が必須条件となっている国もあります。送出機関の仲介が不要となっている国においても、送出機関が人材の斡旋や育成、現地での手続きに関与することは可能です。

（参考）二国間協定締結国と送出し状況

	二国間協定締結状況	送出機関を通した送出し	送出機関の公表情報	備考
フィリピン	締結済 （2019年3月19日）	○	公表	フィリピン政府から認定を受けた送出機関との募集取決めの締結、駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所（POLO）への申請手続、フィリピン海外雇用庁（POEA）への特定技能所属機関としての登録手続が必要。
カンボジア	締結済 （2019年3月25日）	○	公表	カンボジア政府の認定した送出機関を通じて特定技能外国人の送出しを行うことが必要。
ネパール	締結済 （2019年3月25日）	○ （任意）	ー	ネパール政府・大使館を通じて求人・求職のマッチングが行われる。
ミャンマー	締結済 （2019年3月28日）	○	公表	ミャンマー政府から認定を受けた現地の送出機関を通じて、人材の紹介や雇用契約の締結を求められる。
モンゴル	締結済 （2019年4月17日）	○ （政府機関）	公表	「モンゴル国労働・社会保障省の労働・社会保障サービス総合事務所（GOLWAS）」が唯一の送出機関とされており、モンゴルの法令に基づき、受入機関とGOLWASとの間で特定技能外国人の送出し・受入れに関して契約を結ぶ必要がある。

スリランカ	締結済 （2019年6月19日）	○ （任意）	ー	送出機関の利用は任意であり、必ずしもスリランカ政府が認定した送出機関を利用する必要はない。
インドネシア	締結済 （2019年6月25日）	ー	ー	インドネシア政府は、政府が管理する求人・求職のための「労働市場情報システム（IPKOL）」に、日本側受入機関が登録して求人することを強く希望している。
ベトナム	締結済 （2019年7月1日）	○	公表	ベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働管理局（DOLAB）から認定された送出機関との間で募集する業種や募集人数、労働条件等を定めた「労働者提供契約」を締結することが求められる。
バングラデシュ	締結済 （2019年8月27日）	○ （任意）	公表	送出機関の利用は任意だが、利用する場合には必ずバングラデシュ政府が認定した送出機関を利用する必要がある。
ウズベキスタン	締結済 （2019年12月17日）	○ （任意）	ー	送出機関の利用は任意であり、必ずしもウズベキスタン政府が認定した送出機関を利用する必要はない。
パキスタン	締結済 （2019年12月23日）	○ （任意）	ー	送出機関の利用は任意であり、必ずしもパキスタン政府が認定した送出機関を利用する必要はない。
タイ	締結済 （2020年2月4日）	○ （任意）	公表	送出機関の利用は任意だが、利用する場合には必ずタイ政府が認定した送出機関を利用する必要がある。
インド	締結済 （2021年1月18日）	○ （任意）	ー	送出機関の利用は任意であり、必ずしもインド政府が認定した送出機関を利用する必要はない。
マレーシア	締結済 （2022年5月26日）	情報未公開	情報未公開	
ラオス	締結済 （2022年7月28日）	情報未公開	情報未公開	

（注）○：送出機関を利用する（一部の国では任意の場合も含まれる）

—：送出機関の記載はなし

出所：出入国在留管理庁

2.2 特定技能1号での外国人材送出しの流れ

特定技能制度による送出しでは、技能実習制度による送出しのように外国人材の募集や教育を行っている事例はほとんどなく、特定技能所属機関や登録支援機関からの特定技能による求人情報を受領し、技能実習帰国生又は特定技能制度を活用したい海外試験合格者を日本の特定技能所属機関へ紹介するという方法により、送出しを実施しています。

2.3 特定技能制度、技能実習制度による送出しの流れの比較

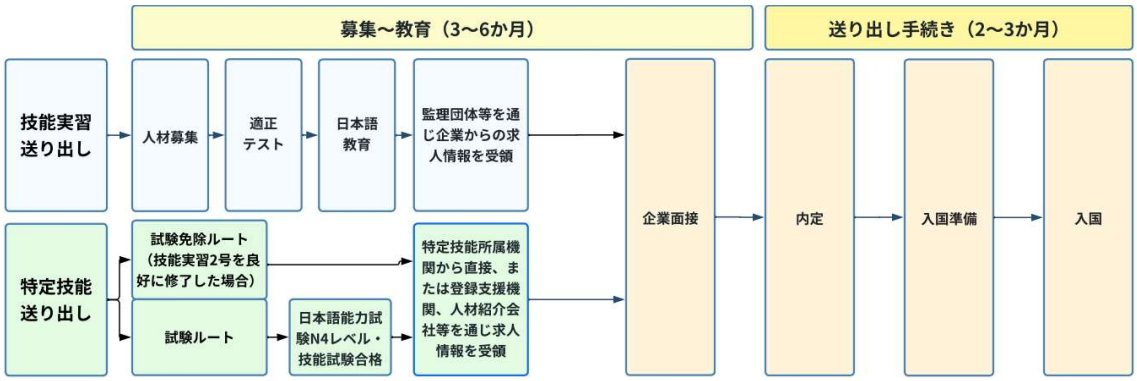

出所：「令和3年度ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査」聞き取り調査結果

2.4 人材送出しにおける各機関のコスト

単位：円

		インドネシア		ベトナム		カンボジア	
		技能実習制度	特定技能制度	技能実習制度	特定技能制度	技能実習制度	特定技能制度
外国人材から	手数料	180,000～30,000	～50,000	360,000～500,000	～50,000	350,000～440,000	～150,000
監理団体から	事前教育費/1人あたり	10,000～50,000		150,000～30,000		15,000～30,000	
	管理費/1人あたり	2,500～10,000		5,000～10,000		5,000～10,000	
登録支援機関所属機関から	手数料		～200,000		給料1～3か月分		2,000～3,000円/月*

*送出機関が特定技能制度で送出し後も企業訪問サポート等実施のケース

出所：「令和3年度ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査」聞き取り調査結果

3 ビルクリーニング分野における特定技能1号

3.1 ビルクリーニングのお仕事について

3.1.1 清掃する場所

ショッピングモール、病院、ホテル等、いろいろな場所を掃除します。

3.1.2 清掃の方法

拭き清掃・掃き清掃・トイレ・洗面所の清掃が基本です。

窓拭き清掃については、拭きあとが残って美観を損ねないようにするなど十分注意する必要があります。

掃き清掃を行う場合には周囲へゴミを飛散させないようにするなどの注意が必要です。

トイレ・洗面所の清掃は、保護手袋を着用したり自身の衛生面にも気を配ることが必要です。また清掃用具に菌など繁殖しないように清掃箇所によって清掃用具の取り扱いを分けることが大事です。（例：トイレの便座を掃除したタオルを他で使用しないなど）

専用の清掃用具の名前を覚え、清掃の手順等を覚えることで、技能試験に合格することができます。

トイレ・洗面所

窓ふき

床

3.1.3 ビルクリーニング企業の給料

日本のビルクリーニング企業で働く場合、お給料は約17～19万円程度となります。

(参考)ビルクリーニング企業求人例

	A社(正社員)	B社(正社員)
場所	大阪・愛知	関東圏
お給料	17万円～ (手当含まず)	20万円～ (残業代込み)
企業規模	従業員1,000人以上	従業員500人以上
福利厚生	交通費支給 社会保険・雇用保険加入	有給休暇付与・交通費支給、制服付与・社会保険・誕生祝いあり

出所:「令和3年度ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査」

特定技能所属機関の所在地が都市部のケースの方が、額面給料は高くなる傾向があります。ただし、非都市部には生活費や家賃が低く抑えられるというメリットもあります。

4 技能実習・特定技能1号での送出しの日本のサポート

日本側の手続き等は技能実習では監理団体がサポートするのが一般的です(※)。一方、特定技能1号の場合、日本側の手続きは特定技能所属機関自身が行うか、特定技能所属機関から委託を受けた「登録支援機関」がサポートします。

※団体監理型での技能実習生送出しの場合

特定技能1号での送出しの場合、人材の送出し後は特定技能所属機関又は登録支援機関でのサポートが主になり、送出機関の関与はほとんどありませんでした。

(参考)監理団体・登録支援機関の支援内容比較

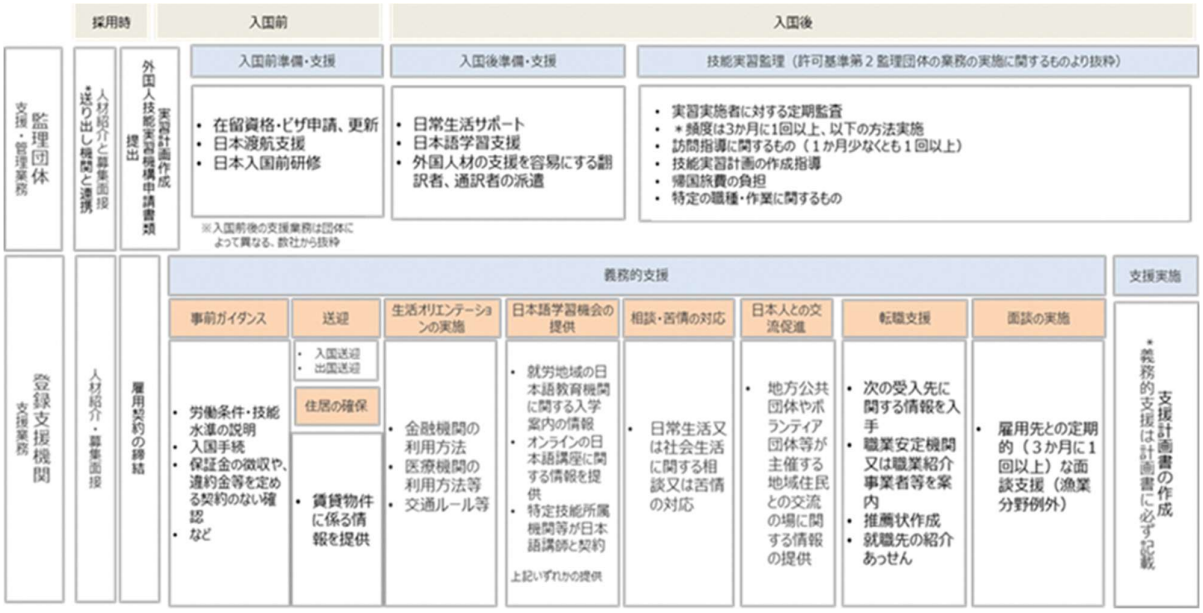

出所：出入国在留管理庁のホームページを参照

（参考）登録支援機関における義務的支援の具体的な内容

	義務的支援項目	具体的な内容
1	事前ガイダンス	・雇用契約締結後、労働条件・活動内容・入国手続き・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明
2	出入国する際の送迎	・入国時に空港と事業所又は住居への送迎 ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行
3	住居確保・生活に必要な契約支援	・連帯保証人になる ・社宅の提供する等 ・銀行口座の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続きの補助
4	生活オリエンテーション	・円滑に社会生活を営めるように日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明
5	公的手続等への同行	・必要に応じて住居地・社会保障・税などの手続きの同行、書類作成の補助
6	日本語学習の機会の提供	・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等
7	相談・苦情への対応	・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等
8	日本人との交流促進	・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事案内や、参加の補助等
9	転職支援（人員整理等の場合）	・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続きの情報の提供
10	定期的な面談・行政機関への通報	・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報

出所：支援計画の概要②（出入国在留管理庁）

5 おわりに

日本のビルクリーニングは、建物内環境を衛生的に、清潔に整え、人々の暮らしを健康面からサポートする仕事です。衛生的で清潔な環境を創り、お客様を出迎える「おもてなし」は、今では世界に誇れる日本の【文化】であり【ビジネス】でありますが、実はビルクリーニングは、1950年以降に誕生したばかりのまだ半世紀ほどしか経っていない新たなビジネスです。

外国人材が、特定技能1号制度を活用しこの新しいビジネスである日本の「ビルクリーニング」技術を習得することで、ビジネスのノウハウを学び「日本でキャリアアップを目指す」、「母国で環境ビジネスを興していく」などが可能となります。

技能実習帰国生もまだ少なく、海外での認知度が低いこのビルクリーニング分野の仕事について送出機関の理解を深めていただき、外国人材送出しの一助として本ガイドブックを活用していただければ幸いです。